

南あわじ市 平成 21 年度 事務事業評価シート  新規  継続  
( 運営用 )

## I 基本事項

		整理番号	295
事業名	きらら・ウインズ管理運営事業	予算科目	会計 一般会計・1 款 民生費・3款 項 社会福祉費・1項 目 障害者福祉費・2目
担当部課名	健康福祉部 福祉課		
担当者	0799 - 44 - 3002		
南あわじ市総合計画 施策体系	まちづくりの柱	安らぎづくり 元気あふれ 住んで快適なまちづくり	
	まちづくりの目標	子どもを産みたい 育てたいまち〔子育て〕	
	施策目標	すべての人が安心してまちに出て、日常生活や地域での交流が行える環境をつくる	

## II Plan (計画、事業内容、事業背景)

施設概要	設置目的	対象(誰を・どのような状況の人を) 市内及び市外から通所者している精神及び知的障害者		
	意図(どのような状態になってもらいたいのか、事業を実施する「本来の目的」を記入)	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個人に応じた支援、訓練等を実施するなど障害者自立支援法で規定する障害福祉サービスを提供している。また、各種相談受付や障害者の居場所を提供する。		
	施設内容	(敷地面積、延床面積、構造、収容人数、駐車台数、付属施設など)		
		施設名称	南あわじ市障害者福祉施設「きらら」「ウインズ」	
		所在地	南あわじ市神代浦壁198-1他	
		設置年度	平成 11 年度	
	稼働状況	(施設の利用状況、稼働状況) 合併前より精神障害者小規模通所授産施設「きらら」、知的障害者通所授産施設「ウインズ」として当時三原郡広域事務組合から現在の指定管理者に施設の管理運営を委託。合併時暫定的な指定管理者とし継続して管理運営を任せていたが、平成19年4月よりの施設の管理運営については、公募し指定管理者を募集した。結果、引続いて指定管理者となり、平成24年3月末まで5年間の指定管理協定を締結した。平成20年度からは上記施設体系より、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス等を提供する法内施設に移行した。20年度の利用状況は、1日平均「きらら」で約20人、「ウインズ」で45人が利用しており、送迎サービスの実施等により利用者は増加傾向にある。		
	施設設置根拠法令等	南あわじ市障害者福祉施設条例、施行規則。障害者自立支援法等		
	開館時間	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 30 分		
	休館日	<input type="checkbox"/> 平日 <input type="checkbox"/> 曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 土曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 日曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 祝祭日 (その他)		
運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 (施設設備保守管理等は下の管理方法に記入)			
	委託団体	(1) 社会福祉法人 淡路島福祉会 (2)		
	委託内容	(1) 施設の管理運営等 (2)		

## Ⅲ Do (管理状況、使用料、投入資源等)

		(委託業種、作業内容、設備・備品内容、修繕内容など)					
管理方法		障害者福祉施設の管理及び障害福祉サービス(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)、地域生活支援事業(地域活動支援センター、相談支援)の業務を代行。平成20年度修繕の主なものとしては、障害福祉サービス等基盤整備充実補助事業(国庫補助金)を活用し、利用者の増加により手狭になってきていた「きらら」の授産活動場所「お菓子工房」を拡充整備(指定管理者が事業申請をして実施)。					
		施設管理従事職員	市職員	人	臨時・委託職員	人	合計
使用料等		受益者負担について(料金体系、根拠法令など)					
		障害福祉サービス利用者=障害者自立支援法等による利用者負担(南あわじ市障害者福祉施設条例等)。相談支援事業、地域活動支援センター利用者=利用料なし(南あわじ市障害者等相談支援事業実施要綱、同地域活動支援センター事業実施要綱等)障害者自立支援法施行後においては、利用料は原則1割負担等により利用者等には大きな負担増となったが、国等で利用料の軽減措置等見直しを実施され、現在軽減措置が延長されている現状である。また、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認める実費相当額については利用者等の負担である。					
		減免措置(減免内容、根拠法令など)					
		原則として、上記障害者自立支援法の軽減措置等に対応している。					
資源配分(インプット)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
	直接事業費(千円)	38,865	40,043	38,680	38,122	39,672	
	指定管理料	27,000	28,300	23,300	23,300	23,300	
	補助金等(授産施設・地活C)	10,000	10,000	13,313	13,313	13,313	
	敷地・駐車場借地料	924	924	924	924	924	
	車両関係(修繕・車検・保険料等)	928	806	1,130	572	917	
	その他(施設修繕・建物共済等)	13	13	13	13	1,218	
	財源(千円)						
	国	5,000	5,000	3,000	3,000	3,000	
	県	2,500	2,500	2,962	2,962	2,962	
	起債						
	その他						
	一般財源[A]	31,365	32,543	32,718	32,160	33,710	
	人件費(正規職員)[B](千円)	0	0	0	0	0	
	平均人件費(1日当り)	29.9	30.1	27.9	28.2	28.2	
事業量1(事業に要した日数)							
事業量2(事業に要した人数)							
年間経費([A]+[B])	31,365	32,543	32,718	32,160	33,710		
経費に関する補足説明	平成20年度より障害者自立支援法で規定する施設へ移行をしたため、国・県の補助金内容等が変更になった。						

## IV Check (事業の自己評価・一次評価)

設置目的達成度	(達成度の分析、問題点・課題などを記入。) 指定管理期間内(平成23年度末)に、障害者自立支援法に規定する法内施設への移行を義務付けられた施設であったため、平成20年度に障害福祉サービス等を提供する施設となった。しかしながら、利用者の軽減措置等、めまぐるしく変動する国の施策に対応している状況である。今後は、増加が見込まれる利用者への対応、就労支援の強化等(工賃アップ、就労場所の確保等)が課題として挙げられる。	自己評価 (5点評価)
	3	
効率性	(施設の効率性・コストの分析、問題点・課題などを記入。) 新体系移行前については、精神障害者小規模通所授産施設と知的障害者通所授産施設に分けられた状況であり、施設間の交流等限られたものであったが、移行後については両施設を障害者が有効に使える状態になった。	自己評価 (5点評価)
	4	
必要性	行政関与の妥当性 <input type="checkbox"/> 高 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低 (公共が設置すべきか、市民ニーズはあるかなどを分析、問題点・課題などを記入。) 行政への設置要望等踏まえたなか建設された経緯から行政の役割が大きかったと思われる。現在においては、施設の管理、障害福祉サービス等の提供などの運営面についても指定管理者制度を導入し、社会福祉法人が管理運営を行っている状況であり、障害者施策には必要性が非常に大きいと思われるが、施設本体の今後の方向性については協議が必要であると思われる。	自己評価 (5点評価)
	4	
総合評価	自己評価をふまえた現状分析 平成20年度障害者自立支援法に規定する法内施設に移行し、障害福祉サービス等の提供については実施されてきたが、障害者の就労活動支援や増加傾向にある利用者対応(施設定員)など、今後の課題も多いと思われる。	
	<p>評価グラフ</p> <p>達成度</p> <p>5 4 3 2 1 0</p> <p>必要性 効率性</p>	

## V Action&amp;Plan (改善の内容及び次年度以降の計画)

	平成22年度にできる改善・改革	平成23年度以降にできる中期的な改善・改革
今後の方向性とその理由	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持
	<input type="checkbox"/> 見直し (下記の見直し内容にチェック)	<input type="checkbox"/> 見直し (下記の見直し内容にチェック)
	<input type="checkbox"/> 人員配置の見直し <input type="checkbox"/> イベント等の見直し	<input type="checkbox"/> 人員配置の見直し <input type="checkbox"/> イベント等の見直し
	<input type="checkbox"/> 開館時間、休日等の見直し <input type="checkbox"/> 使用料の見直し	<input type="checkbox"/> 開館時間、休日等の見直し <input type="checkbox"/> 使用料の見直し
	<input type="checkbox"/> 指定管理者委託 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 指定管理者委託 <input type="checkbox"/> 民間譲渡
	<input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> その他
	指定管理協定期間中であり、運営内容等については管理者と協議し、障害者支援策の充実に努める。	指定管理者への補助金等の法改正が行われた場合には、市の負担額を踏まえ、随時、指定管理料について協議することとしている。なお、将来的には民間譲渡等を踏まえた検討も必要である。
( で 具 体 的 な 改 善 方 法 記 入 )		
( 見 直 し に よ り 期 待 さ れ る 効 果 記 入 )		
(現状維持の場合も記入)	<b>仮に</b> 施設を廃止した場合に予測される影響(プラス面、マイナス面)	
	障害者が通所場所をなくし在宅生活を余儀なくされる。その結果、家族等の負担も増大する。また、他市の事業所に通う場合についても遠方のため障害者等への負担が非常に大きい。	
(現状維持の場合も記入)	<b>仮に</b> 外部委託した場合に予測される影響(プラス面、マイナス面)	
	現在、指定管理者で運営。	